

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

6月22日発行

Vol.551

さんじょうライフ

皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。



6/20 月

南相馬市HP

「みなみそうまトピックス」から

地域のお世話人 登録証交付式および意見交換会

「地域のお世話人」は小高区に移住を希望する方や実際に移住してきた方をサポートする有償ボランティアで、昨年度から開始している事業です。

今回、新たに農業体験の提供にご協力いただける方10人の委嘱が決まったことから、6月20日、小高区役所において、登録証交付式および意見交換会を開催しました。



2ページをご覧ください。

目次

●「みなみそうまトピックス」から

- ・地域のお世話人
登録証交付式および意見交換会 ----- 2
- ・原町第二中学校から
ウクライナ人道危機救援金 ---- 2
- ・食生活改善推進員
「災害時に役立つポリ袋料理」研修 ----- 3

●被災自治体News

- 南相馬市 ----- 4
- 浪江町 ----- 6
- 双葉町 ----- 12
- 大熊町 ----- 18

●東京電力ホールディングス

- ・特定復興再生拠点区域の
避難指示解除後のご帰還にともなう
就労不能損害 および
一時立入等にとともなう移動費用の
賠償対象期間に係るお取扱いについて ----- 14

●三条市News

- ・参議院議員通常選挙
浪江町長選挙
不在者投票について ----- 17

6/20 月

地域のお世話人 登録証交付式および意見交換会

「地域のお世話人」は小高区に移住を希望する方や実際に移住してきた方をサポートする有償ボランティアで、昨年度から開始している事業です。すでに25人のお世話人が活動しています。今回、新たに農業体験の提供にご協力いただける方10人の委嘱が決まったことから、6月20日、小高区役所において、登録証交付式および意見交換会を開催しました。

当日は、新たに地域のお世話人となった南原裕之氏、宮川フジコ氏、三本松貴志氏、紺野恵子氏の4人が出席し、市長から登録証が手渡され、その後、意見交換を行いました。

新たに登録された地域のお世話人は、移住検討者などとの農業体験を通じて、生活者目線で小高区での暮らしぶりなどを伝えていただく予定です。



6/17 金

原町第二中学校からのウクライナ人道危機救援金預かり

6月17日、原町第二中学校生徒会（会長：日野岡早紀さん、庶務会計：阿部甲太郎さん、庶務会計：中野颯也さん）が市役所を訪れ、生徒から募ったウクライナ人道危機救援金約6万円を市長へ手渡しました。当日は教育長や社会福祉協議会の職員も同席しました。

ウクライナでは、今なお、ロシアの軍事侵攻による民間人の犠牲者が増え続けています。こうしたことを受け、原町第二中学校生徒会では、自分たちにできることは何かと考え、募金活動を開始。ウクライナの被害状況などをまとめたポスターを作成するなどして、生徒たちに募金を呼び掛けました。

預かった救援金は、日本赤十字社福島県支部を通じて、送金される予定です。

また、市でも、令和4年3月4日から市役所、小高・鹿島区役所、市立総合病院それぞれの窓口で募金を呼び掛けています。



6/16 木

食生活改善推進員 「災害時に役立つポリ袋料理」研修

南相馬市食生活改善推進協議会は、6月13日から16日に「災害時に役立つポリ袋料理」の研修を行い、会員37人が参加しました。

ポリ袋料理は、災害時に最低限の水で調理できるなどの利点があり、また日ごろの時短レシピ、キャンプなどに応用が可能です。

今後、市健康づくり課とともに市民の皆様に普及していく予定です。



みなみそうまチャンネル

南相馬市



電話でのお問合せ

TEL:0244-26-5663

(平日のみ 午前9時～午後5時)

今週の番組 60分 ※パソコン視聴

番組内容 [6/17～6/24]

1. オープニング&今週の番組 [2分]
2. 私たちの未来を描くために…
～福島イノベーション・コースト構想の推進に関する勉強会～ [28分]
3. 3年ぶり通常開催 相馬野馬追執行委員会記者会見 [13分]
4. 子どもまつり2022 in 南相馬 [7分]
5. お家でできる軽体操～肩こり予防編～ [4分]
6. 南相馬見聞録 相馬小高神社 [5分]
7. リクエストアワーのお知らせ [1分]





南相馬市からのお知らせ

令和4年度南相馬市職員（任期付職員 行政事務（一般枠・商業振興枠））を募集します

6月21日HP更新

市では第2期復興・創生期間において、復興・再生に向けた取り組みを着実に推進し、新たな課題にも柔軟かつスピード感をもって対応していくため、南相馬市任期付職員を募集します。

なお、本市では任期付職員等の社会人経験者が一般職（任期の定めのない職員）の採用試験を受験できる社会人経験者枠の採用試験も行っていますので、任期付職員の経験を活かして市政の運営に携わることができます。

また、任期付職員として採用後、通算勤務年数が3年以上となる方で年齢が59歳以下の方は、一般職（任期の定めのない職員）へ登用する選考試験の受験資格が与えられます。

募集職種

募集職種	採用予定数
行政事務（一般枠）	10人程度
行政事務（商業振興枠）	1人程度

採用予定日

8月1日

任期

募集職種	任期
行政事務（一般枠）	令和7年3月31日まで
行政事務（商業振興枠）	令和8年3月31日まで

受け付け期限

7月1日（金）

注意 受験申し込みは、南相馬市ホームページから電子申請によるものとします。
7月1日（金）午後5時までに申請を終えたものまでとなります。

▶ 南相馬市職員採用試験電子申請案内

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/11/1120/11203/3/2/shinsei.html>



次ページへ続きます 

受験案内

以下からダウンロードしてください。

- ▶ 受験案内（任期付職員 行政事務（一般枠・商業振興枠））

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/2/ninnkitsuki0621.pdf>

**受験資格**

募集職種	年齢・資格・免許など
行政事務（共通）	年齢要件、特別な資格要件はありませんが、パソコン操作、普通自動車免許は必須。

試験日

7月7日（木）、7月8日（金）

試験会場

南相馬市役所（南相馬市原町区本町2-27）

問い合わせ

総務部 総務課 人事給与係

TEL 0244-24-5222

新型コロナウイルス感染症の労災補償について

6月20日HP更新

職場で新型コロナウイルスに感染した方へ、業務によって感染した場合、労災保険給付の対象となります。

- ▶ リーフレット「職場で新型コロナウイルスに感染した方へ」

<http://www.mhlw.go.jp/content/000698300.pdf>



- ▶ 新型コロナウイルスに関するQ&A（労働者の方向け） 5 労災補償

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00018.html#Q5-1



■ お問い合わせは、お近くの労働局・労働基準監督署へ



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署





浪江町からのお知らせ

子宮頸がん予防（HPV）ワクチン任意接種費用の払い戻しについて

6月14日HP更新

子宮頸がん予防（HPV）ワクチンの積極的な接種勧奨が差し控えられている間に、定期接種を受けることができず、定期接種対象年齢を過ぎてから令和4年3月31日までにHPVワクチン任意接種を受けた方が自己負担した費用を払い戻します。

対象者

次のすべてに該当する場合のみ対象となります。

1. 平成9年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた女子であること
2. 令和4年4月1日時点で、浪江町に住民票があること
3. 定期接種対象年齢（小学6年生から高校1年生相当）の期間に3回接種が完了していないこと
4. 定期接種対象年齢を過ぎてから令和4年3月31日までに任意接種を受け、その費用を自己負担していること
5. 接種したワクチンが、サーバリックス（組換え沈降2価HPVワクチン）またはガーダシル（組換え沈降4価HPVワクチン）であること
6. 日本国内の医療機関で接種を受けたこと
7. 令和4年4月1日以降に、キャッチアップ接種として定期接種を受けていないこと

※ 令和4年4月1日時点で浪江町に住民票がない方への払い戻しについては、令和4年4月1日時点で住民票のあった自治体にお問い合わせください。

申請期限

令和7年3月31日

申請方法

以下の書類をそろえて、郵送または窓口にて健康係へ提出してください。

1. ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い申請（請求書）
（様式1号）[Excel]

▶ <https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/16536.xlsx>



2. 被接種者の氏名、住所、生年月日を確認できる書類の写し
【例】マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など
3. 振込先の口座を確認できる書類の写し
【例】通帳、キャッシュカードなど

次ページへ続きます

4. 自己負担した金額（実費を支払った事実）と接種回数を確認できる書類の原本
 【例】医療機関から発行された領収書および明細書、支払証明書など
 ※紛失などにより書類を提出できない場合は、浪江町が定める基準単価の金額を払い戻します。申請書の「申請金額」は記入せず、空欄のまま提出してください。
5. 接種済の記載がある接種記録が確認できる書類の写し
 【例】母子健康手帳の「予防接種の記録」覧、予防接種済証
 ※紛失などにより書類を提出できない場合は、接種した医療機関に下記証明書への記入を依頼し、必要事項を記入した上で提出してください。

- ▶ ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い申請用証明書
 [Excel]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/16535.xlsx>



問い合わせ

健康保険課 健康係

TEL 0240-34-0249

【最大25万円】浪江町個人住宅再建支援事業補助金

6月17日HP更新

町では、町内の個人住宅（※1）の再建を支援するため、個人住宅の再建工事（※2）に要する経費に対し補助金（最大25万円）を交付します。

※1 個人住宅とは、居住するために自己が所有する住宅で、併用住宅、併存住宅の場合は所有者個人の住宅部分

※2 再建工事とは

- ・住宅の居住環境整備のための工事
- ・住宅の機能の維持・向上のための補修、改造および設備改善の工事
- ・居住環境向上のための補修、改造および設備改善の工事

- ▶ 個人住宅再建支援事業補助金のご案内 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/15900.pdf>



- ▶ 浪江町個人住宅再建支援事業補助金交付要綱 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/13885.pdf>



次ページへ続きます 

対象となる方

町内で個人住宅の再建工事をする方

注意 次のいずれかに該当する方は対象外となります。

- ・すでにこの補助金の交付を受けている方
- ・すでにこの補助金を受けた住宅を所有している方
- ・災害救助法に定める応急修理（平成25年度事業終了分）を受給した方

※ 対象の可否が不明な場合はお問い合わせください。

対象となる住宅

町内の個人住宅

注意 避難指示が解除された区域、特定復興再生拠点区域は対象ですが、帰還困難区域は対象外です。

注意 併用住宅（※3）・併存住宅（※4）の場合は住宅部分のみ対象となります。

※3 併用住宅とは、居住部分と店舗などの業務部分が併存しており、その境を完全に区画せずに相互に往来できる住宅

※4 併存住宅とは、居住部分と店舗などの業務部分が併存しており、その境が完全に区画されている住宅

対象となる再建工事

平成25年4月1日（特定復興再生拠点区域にあつては平成29年12月22日）以降に実施した事業で、令和5年3月17日までに完了する工事

▶ 対象工事一覧表（第4条関係）〔PDF〕

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/13886.pdf>

**補助金額**

最大25万円

補助対象工事に要した額 ※千円未満切り捨て

受付期限

令和5年3月17日（金）

※ 予算額に達した場合、期間内であっても募集を締め切ることがあります。

次ページへ続きます 

申請方法

次の書類を揃え、窓口または郵送で申請してください。

1. 交付申請書（様式第1号）〔PDF〕

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/16623.pdf>



2. 住宅の位置図（町内のどこに位置するか分かるもの）
3. 再建工事の詳細内容が分かる書類（見積書または契約書の写しなど）
4. 建物の所有を証明する書類（評価証明書、名寄帳の写し、建物登記簿謄本など）
5. 町税などに未納がないことの証明書（有効期限は申請日より3カ月以内）
6. 預金通帳の写し（氏名のカナ表記、金融機関名、支店名、口座番号がわかるもの）
7. 住民票（新築の場合のみ提出）

実績報告・請求に必要な書類

1. 実績報告書〔PDF〕

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/16566.pdf>



2. 再建工事に係る領収書の写し
3. 対象工事箇所の施工前後の現場写真(施工前の写真がなければ施工後の写真だけで可)
4. 交付請求書〔PDF〕

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/16567.pdf>

**【申請先】**

浪江町役場 住宅水道課 住宅係

TEL 0240-34-0232

ふれあいセンターなみえがオープンしました

6月18日(土)、権現堂矢沢町において「ふれあいセンターなみえ」がオープンしました。

町の新たなシンボル「ふれあいセンターなみえ」は”心身健康な人たちであふれるまちづくり”を実現するため、多様な世代の町民が集い、健康増進、地域活性化など幅広く活用できる施設です。



「ふれあい福祉センター」「ふれあい交流センター」「ふれあいげんきパーク」「ふれあいグラウンド」を複合した施設です。

オープン記念式典では、施設の愛称や概要説明をはじめ、たくさんの人から祝辞をいただきました。また「ふれあいセンター」のオープンを記念してテープカットが執り行われ、最後には「いくどはあ★なみい」の歌と踊りで記念式典を盛り上げました。



愛称考案者は、猪狩和子さん、佐藤美喜子さん、馬場隆一さん、高木育子さんです。



テープカット

次ページへ続きます 

オープン記念イベントも同日に開催され、ボルダリング講習会や保育士さんによる絵本の読み聞かせ、SDGsを学べる体験や新しい施設の内覧会が行われました。

また、施設内に設けられた「ふれあいロード」には、日本画家 舛田玲香さんがコンセプト・絵を担当した大堀相馬焼のタイルが埋め込まれています。



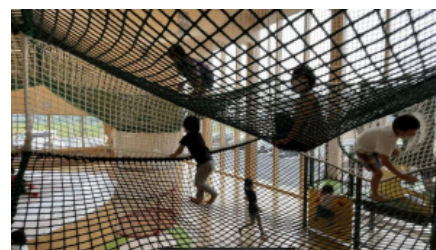
日本画家 舛田玲香さんと“うけどん”



ボルダリング講習会と保育士さんによる絵本の読み聞かせ



図書室とふれあい福祉センター



げんきいっぱい遊び回るキッズ軍団



浪江の未来、地球の未来を考えるSDGs体験学習



双葉町からのお知らせ

60歳以上の方に新型コロナワクチンの追加（4回目）接種券を送付しています

6月20日HP更新

新型コロナワクチンの追加（4回目）の接種券の発送を順次開始しました。

お手元に届くまでに数日かかることが散見されています。しばらくお待ちいただくようお願いします。

対象

- 60歳以上の方
- 3回目のワクチン接種からまもなく5カ月が経過する方

避難先	3回目接種時期	発送時期
福島県外	2月末まで	6/13
いわき市	2/10まで	6/17
	2/11～2月末	6/24
	3月～	随時発送
・福島市・郡山市 ・白河市・相馬市 ・南相馬市	それぞれの自治体の発送時期に準じて、発送予定	

送付物

- 接種券と予診票（一体型）1枚
- 新型コロナワクチン予防接種済証（宛名が印字されているもの。県民割などを利用する際の証明書となりますので、大切に保管してください。）
- 4回目接種のお知らせ
- 新型コロナワクチン予防接種についての説明書（ファイザー・モデルナ）

※ 該当しているのに接種券が届かない、急ぎで4回目接種券が必要になった、などありましたら、担当までご連絡ください。

問い合わせ

健康福祉課 健康づくり係

TEL 0246-84-5205

18歳～59歳の基礎疾患を有する方へ4回目接種に関するご案内

6月20日HP更新

新型コロナワクチン接種券（4回目）のご案内を、順次送付しています。

基礎疾患を有する方、重症化リスクが高いと医師が認める方は4回目接種対象です。4回目接種を希望する場合は、お手元に届いた「新型コロナワクチン接種券（4回目）発行申請書」で手続きをお願いします。

ご案内（新型コロナワクチン接種券発行申請書）の発送時期の目安

3回目接種時期	発送時期
2月から3月末	7月上旬
3～4月末	8月上旬

4回目接種までの流れ

- ① 「新型コロナワクチン接種券（4回目）発行申請書」を役場に提出（郵送）する
↓
- ② 接種券が届く
↓
- ③ 避難先自治体の手順に沿って予約をする
↓
- ④ ワクチン接種

※ 基礎疾患に該当するかどうかは、かかりつけ医でご相談ください。
また、下記双葉町ホームページもご確認ください。

▶ 新型コロナワクチン4回目接種に関するお知らせ
<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/10056.htm>



問い合わせ

健康福祉課 健康づくり係

TEL 0246-84-5205

特定復興再生拠点区域の避難指示解除後のご帰還にともなう 就労不能損害および一時立入等にもなう移動費用の 賠償対象期間に係るお取扱いについて

6月16日

6月12日に、葛尾村の特定復興再生拠点区域における避難指示が解除されました。今後も他自治体の特定復興再生拠点区域において避難指示解除が予定されていることから、ご帰還にともない就労環境に変化が生じることや、ご帰還の準備等のために元のお住まいへの立入が想定されること等をふまえ、避難指示解除後の賠償につきまして、以下のとおり、お取扱いさせていただくことといたしましたのでお知らせいたします。

1. 避難指示解除後のご帰還にともなう就労不能損害に係る賠償について

(1) ご請求いただける方

当社事故発生時点のお住まいの区域が特定復興再生拠点区域を有する自治体*1の帰還困難区域または双葉町の避難指示解除準備区域に該当し、避難指示解除から1年以内にご帰還*2された方のうち、以下のいずれかに該当される方

- ・ ご帰還にともない就労環境が変化し、また就労が困難となり、当社事故発生前の収入から減収となった給与所得者または失業状態となった給与所得者であって就労意思のある方
- ・ ご帰還にともない就労環境が変化し、また就労が困難となり、当社事故発生時点で就職・復職を予定していた方で、当社事故発生時点で就職・復職を予定していた会社で得られたであろう収入から減収となった方または失業状態となった方で就労意思のある方

*1 双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村、葛尾村

*2 当社事故発生時点における生活の本拠が特定復興再生拠点区域を有する自治体の帰還困難区域または双葉町の避難指示解除準備区域にあった方が、特定復興再生拠点区域の避難指示解除後に、当社事故発生時点の生活の本拠と同一自治体の特定復興再生拠点区域に生活の本拠を移されること

なお、やむを得ない理由により、避難指示解除から1年経過した以降にご帰還された方につきましては、ご事情をお伺いさせていただきます。

次ページへ続きます 

(2) お支払いの対象となる損害

ご帰還にともなう就労環境の変化により生じた以下の損害

- ・ 就労できなくなり、収入がなくなってしまったことによる当社事故発生前の収入からの減収額
- ・ 収入が減少した場合の当社事故発生前の収入との差額
- ・ ご帰還後に、通勤経路やお勤め場所の変更、転職等を余儀なくされたことによる当社事故発生前の通勤交通費からの増加額

(3) 賠償対象期間

ご帰還後に損害が初めて発生した月から最大12カ月間

- ＊ 当社事故発生時点の生活の本拠と同一自治体の特定復興再生拠点区域における避難指示解除から1年以内が賠償対象期間の開始月となります。
- ＊ 実際に発生した損害を確認させていただいたうえで、原則3カ月単位でお支払いいたします。

(4) お支払いする賠償金額

(給与等減収分)

当社事故がなければ得られたであろう収入から実際に得られた収入を差し引いた金額

(通勤交通費増加額)

ご帰還後の通勤交通費から当社事故発生前の通勤交通費を差し引いた金額

(5) ご請求方法

ご請求書類をご希望される方は、大変お手数ですが、下記お問い合わせ先までご連絡いただきますようお願いいたします。ご請求の受付につきましては、当社事故発生時点の生活の本拠と同一自治体の特定復興再生拠点区域における避難指示解除以降開始し、実際に発生した損害を原則3カ月単位で確認させていただきます。

(6) ご提出いただく証明書類

- ▶ 別紙1 ご提出いただく書類について（避難指示解除後のご帰還にともなう就労不能損害に係る賠償について）

<https://www.tepco.co.jp/press/release/2022/pdf2/220616j0101.pdf>



次ページへ続きます 

2. 一時立入等にもなう移動費用の賠償対象期間について

(1) これまでのお取扱い

当社事故発生時点における生活の本拠が特定復興再生拠点区域または双葉町の避難指示解除準備区域にあった方につきましては、2018年4月以降も一時立入、検査受診等にもなう移動費用を賠償させていただいております。

(2) 今後のお取扱い

「一時立入にもなう移動費用」につきましては、本来避難指示解除までを賠償対象期間とさせていただくところ、個人さまのご帰還等にかかる検討や準備の期間等を考慮させていただき、以下のとおりのお取扱いといたします。

(一時立入にもなう移動費用)

原則として、当社事故発生時点の生活の本拠と同一自治体の特定復興再生拠点区域における避難指示解除から1年間につきましては、必要かつ合理的な範囲でお支払いさせていただきます。

なお、やむを得ない理由により、避難指示解除から1年経過した以降に当該費用のご負担を余儀なくされた場合につきましては、ご事情をお伺いさせていただきます。

(検査受診等にもなう移動費用)

「検査受診にもなう移動費用」および「その他の移動費用（例：同一世帯内での移動費用）」につきましては、引き続きご請求いただけます。

以上、ご不明な点等がございましたら、当社社員がしっかりとご説明させていただきますので、下記お問い合わせ先までご連絡いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

問い合わせ

＜原子力事故による損害に対する賠償に関する問い合わせ先＞

福島原子力補償相談室（コールセンター）

 0120-926-404

午前9時～午後7時（月～金（除く休祝日））

午前9時～午後5時（土・日・休祝日）

7月10日(日)投開票

第26回参議院議員通常選挙 浪江町長選挙

～三条市で不在者投票をする方へ～

不在者投票

- 期 間 **6月23日(木)～7月9日(土)**
※土・日曜日も投票できます。
- 時 間 午前8時30分～午後8時
- 場 所 三条市選挙管理委員会事務局（三条市役所第二庁舎1階101会議室）

手続き



①投票用紙一式を請求する。

避難元市町村の選挙管理委員会から届く「不在者投票宣誓書兼請求書」に必要事項を記入し、返信用封筒に入れて投函してください。

避難元市町村の投票所(期日前投票所を含む)で投票する方は、請求しないように注意願います。

請求してからは、避難元市町村の投票所で投票することができなくなる場合があります。

②投票用紙一式を受け取る。

避難元市町村の選挙管理委員会から「投票用紙、投票用封筒（内封筒と外封筒）、不在者投票証明書」が郵送されます。

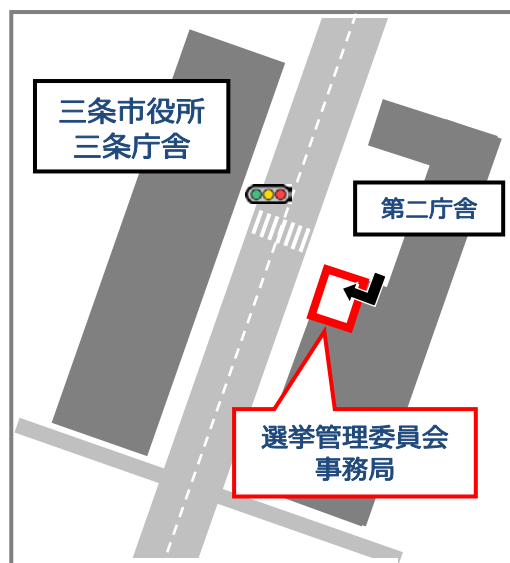


証明書の開封や投票用紙への事前記入は絶対にしないでください。
投票ができなくなります。

③三条市選挙管理委員会事務局で投票する。

受け取った封筒一式を持参して投票してください。

投票済みの用紙を避難元市町村に転送する必要があります。投票日当日、避難元市町村の投票所が閉じるまでに届かないと無効になりますので、**早めの投票をお願いします。**



問い合わせ

三条市選挙管理委員会事務局

TEL 0256-34-5594（直通）

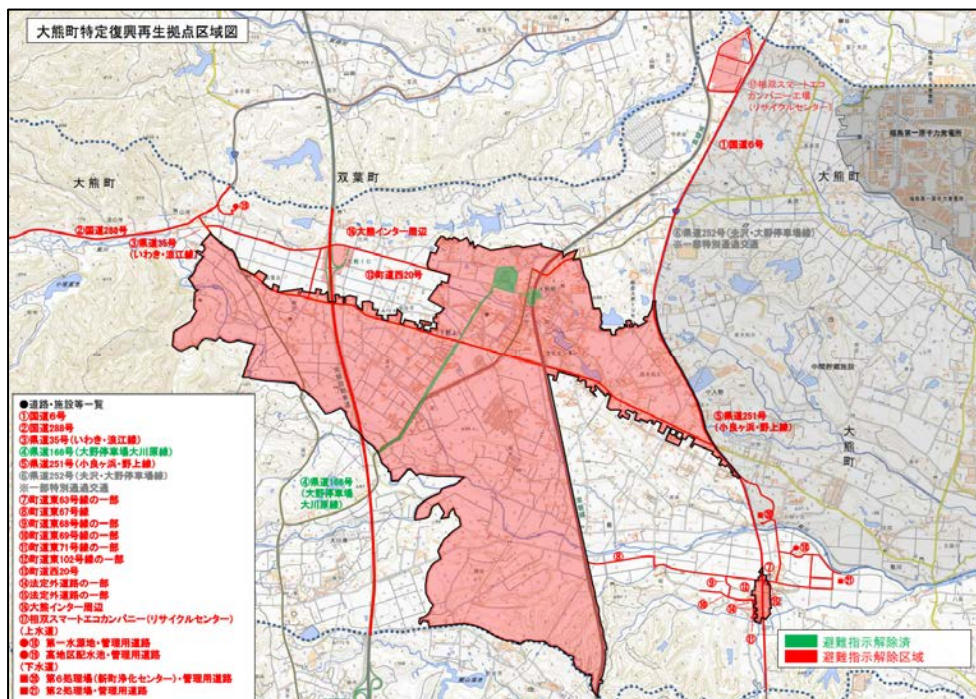


大熊町からのお知らせ

特定復興再生拠点区域の避難指示が6月30日に解除されます

6月16日HP更新

6月30日（木）午前9時、大熊町内の帰還困難区域のうち、特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されることになりました。



問い合わせ

環境対策課 生活環境係

TEL 0240-23-7829

避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム（避難者名簿）に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・転居したので住所が変わった（変わる予定である）
- ・家族構成が変わった（子が進学などで転出、帰還した家族がいるなど）
- ・避難生活が終了した（避難の意思を有しなくなった）

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している世帯数と人数(2022.6.22現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	15	37
原町区	3	3
南相馬市 計	18	40
浪江町	3	10
双葉町	1	3
郡山市	5	9
合 計	27	62

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511